新たな農業担い手育成支援事業実施要領

令和4年2月17日制定 令和5年1月30日改正 令和6年5月30日改正 令和7年4月1日改正 福島県農業振興公社

第1条 事業の目的

本要領は、公益財団法人福島県農業振興公社(以下「公社」という。)がこれまで蓄積したノウハウを活かし、本県の産業としての農業が維持・発展するため、将来の地域農業を担う新規就農者の確保・育成を図ること、様々な課題を克服して安定的に地域農業を支える新たな集落営農法人を立ち上げること及び複数の集落営農組織を広域的にまとめて法人化することへの支援を目的とする。

第2条 事業概要

1 研修支援事業(以下「A」という。)

公社は予算の範囲内で、福島県農業振興公社就農支援センター新規就農者育成総合対策事業(就農準備資金)交付業務規程(以下「準備資金業務規程」という。)第5条第2項の規定に基づき研修計画の承認を受けた(準備資金業務規程第16条の新規就農促進研修支援事業においては、読み替えて適用する。)研修生(以下「研修生」という。)の研修先である先進農家又は先進農業法人(以下「研修先農家等」という。)に対し、令和6年4月1日以降の研修計画期間を対象として「6万円(上限)/年/人」(研修生1人最長2年間分)を研修支援金として年度毎に算定して交付し、研修生の研修を支援する。

ただし、県又は市町村が直接研修を実施している場合及び市町村等から研修生受入れについてこの要領で定める支援金と同旨の支援を受けている場合を除く。 なお、市町村等が研修機関としての指定を受けているものの実質的な研修を農家等に委託して間接的に研修を実施している場合でこの要領で定める支援金と同旨の支援を受けていないときは本事業の対象とする。

2 新規就農者への農地かけはし事業(以下「B」という。)

公社は予算の範囲内で、研修生及び就農準備資金の交付を受けた新規就農者に対し、就農年度までに貸し付けた農用地等のうち当初契約分の賃借料を、研修期間中から就農後3年までの最大5年分負担する。

- 3 集落営農支援事業(以下「C」という。)
 - (1) 地域まるっと中間管理方式導入支援事業(以下「C-1」という。)

公社は予算の範囲内で、県を始めとする関係機関が連携して指導する農地中間管理事業及び地域集積協力金を活用し新たな集落営農法人の立ち上げや複数の集落営農組織を広域的に法人化する手法(以下「地域まるっと中間管理方式」という。)を導入して法人化を目指す集落営農組織に対し、「5万円上限/1回限り」を活動支援金として交付し、組織活動を支援する。

- (2) 集落営農法人化支援事業(以下「C-2」という。)
 - ア 公社は予算の範囲内で、C-1の支援を受けた集落営農組織が法人化を目指す場合は、法人化支援金(定額。上限額50万円)を交付する。
 - イ 法人化支援金を受けた法人は、交付を受けた日から5年間に事業の執行 又は収支の状況について公社から要求があったときは、速やかに業務執行 体制、経営状況及び財務状況を公社へ報告するものとする。

第3条 申請方法等

(A)

- 1 研修先農家等は、様式A-1により公社へ申請するものとする。 研修支援金は、別記1により算定するものとする。
- 2 公社は、Aを実施することが適当と認められる場合は、様式A-2により 研修先農家等へ通知するものとする。
- 3 事業採択通知を受けた研修先農家等は、様式A-3により公社へ研修支援 金を請求するものとする。
- 4 研修先農家等が事業を中止しようとするときは、様式A-4により公社へ申し出るものとする。この場合、当該年度の研修支援金が未支給のときは、これを交付しないものとする。

なお、既に交付された研修支援金は、その返還を求めないものとする。

[B]

別記2のとおり

[C-1]

- 1 組織の代表者は、様式C-1-1により公社へ申請するものとする。
- 2 公社は、C-1を実施することが適当と認められる場合は、様式C-1-2により代表者へ通知するものとする。
- 3 事業採択通知を受けた代表者は、様式C-1-3により公社へ活動支援金を請求するものとする。

[C-2]

別記3のとおり

第4条 法人化支援金の返還

次の場合は、公社は事業採択を取消すとともに、既に支出した法人化支援金の 返還を求めるものとする。

公社から返還請求があった場合は、請求書が到達した日の翌日から14日以内 に返還するものとする。

なお、遅延した場合は、遅延日数に従い年利14.6%の遅延損害金を徴収する。

- 1 申請書及び添付書類に虚偽の内容があった場合。
- 2 正当な理由がなく法人化支援金受領後6か月以内に法人を設立しない場合。
- 3 正当な理由がなく第2条3(2)イの報告をしない場合。

第5条 その他

本要領に定めのない事項は、公社理事長が別に定める。

第6条 事務分担

Aは、就農支援課が担当する。

B及びCは、集積推進課及び総務企画課企画管理班が担当する。

附則

- この要領は、令和4年2月17日から施行する。
- この要領は、令和5年1月30日から施行する。
- この要領は、令和6年5月30日から施行する。
- この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別記1

研修支援事業

(Aの研修支援金の算定方法)

- 1 研修生の研修予定期間を、月単位として対象年度分を計算する。 なお、1月に満たない月は1月として切り上げるものとする。
- 2 対象年度の月数でその対象年度の研修支援金の金額を算定する。 60,000 円÷12月×対象年度の月数(上限)
 - ※ 「上限」とは、申請希望者が公社予算を上回った場合に研修支援金額を減額 して交付する場合がある事を意味します。
- 3 各研修生分を合算して研修先農家等の対象年度の研修支援金を計算する。

[計算例]

(令和5年度事業までの交付単価は3万円(上限)/年/人、令和6年度事業以降の交付単価は同6万円)

研修期間が令和5年6月1日~令和7年5月31日の場合

(令和6年4月末現在で計算)

令和 5 年度 30,000 円÷ 1 2 月 \times 1 0 月 = 25,000 円

(令和5年度に交付済)

令和6年度 60,000 円÷12月×12月 = 60,000 円

(令和6年度中に交付)

令和 7 年度 60,000 円÷ 1 2 月 \times 2 月 = 10,000 円

(令和7年度に交付)

別記2

新規就農者への農地かけはし事業

第1 趣旨

公社が農地中間管理事業により貸し付けた農用地等の賃借料を助成することにより、新規就農者の速やかな営農開始かつ円滑な営農を支援する。

第2 実施要件

1 対象者

対象者は、研修生のうち以下の者(以下「対象者」という。)とする。

- (1) 現年度の研修生(研修終了後に就農した者を含む)
- (2) 前年度の研修生のうち、現年度に就農した者
- (3) 前々年度の研修生のうち、準備資金業務規程第9条の7に基づく就 農遅延届の承認を受けて、現年度に就農した者

2 対象農用地等

対象となる農用地等は、農地中間管理事業により公社から対象者へ就農年度までに貸し付けられた農用地等のうち、当初の契約分(同月分の複数契約分を含む)とし、それ以降の追加契約分は含まない。

ただし、親元就農で経営の全部又は一部を継承する場合は、新規作目の導入分の農用地等のみを対象とする(その場合、当該対象分以外の農用地等を含まない契約とすること)。

第3 事業内容

公社は予算の範囲内において、対象者に貸し付けた農用地等の賃借料を負担する。

なお、対象期間は、研修期間中から就農後3年までの最大5年分とする。ただし、既に精算が終了した賃借料は対象外とする。

第4 事業の実施

1 事業の申請

事業の活用を希望する対象者は、様式B-1により公社に申請する。

なお、申請にあたっては、公社就農コーディネーターと十分に相談等する こととし、農用地等については必要に応じて公社地域マネージャー又は市町 村コーディネーターと相談すること。

申請期限は、現年度4月から8月までの契約分については7月末まで、同

9月から3月までの契約分については次年度7月末までとする。ただし、令和7年度については、令和6年度9月から3月までの契約分が第2の要件を満たすものである場合は、令和7年7月末までに申請を行うものとする。

2 事業の採択通知

公社は、申請が適当と認められるときは、様式B-2-1により対象者への通知を行うとともに、様式B-2-2により対象者が所在する市町村(貸付農地の所在市町村と異なる場合には当該市町村も含む)及び所管する福島県農林事務所に情報提供を行う。

3 賃借料等の取扱い

公社は、対象者に貸し付けた農用地等の賃借料及び手数料を徴収しない。 また、公社は、当該農用地等の所有者に対して賃借料を支払うとともに、 手数料を通常通り徴収する。

第5 事業の変更

対象者は、事業の変更(農用地の解約、賃借料変更、物納に変更、耕作者都 合以外の事由による契約内容変更)をしようとするときは、第4の1に準じて 様式B-3-1により公社へ申請する。

公社は、事業の変更が適当と認められるときは、様式B-3-2により対象者へ通知を行うとともに、第4の2に準じて様式B-3-3により市町村及び福島県農林事務所に情報提供を行う。

第6 事業の中止

対象者は、事業を中止しようとするときは、貸し付けられている農用地等の解約手続きを行うとともに、様式B-4により公社へ申し出るものとする。

また、公社は、解約手続き又は当該申し出がない場合において、対象者の離 農等の事情により契約継続が困難であると判断した場合は、事業を中止できる ものとする。

第7 農用地等の貸借等

対象者への農用地等の貸借等手続き(変更等含む)は、通常の農地中間管理 事業の手続きと同様に行うものとする。

農地かけはし事業申請書

年 月 日

公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

(申請者)

住所

氏名

電話番号

Mail アドレス

新たな農業担い手育成支援事業実施要領別記2第4の1の規定に基づき、下記により申請します。

記

1 申請内容

単年度あたり賃借料 計

円

2 対象となる農用地等の各筆明細

通し	農用地等の所在地	地目	面積	権	備考		
番号	展用地等97別任地	地口	(m^2)	始期	終期	賃借料(円)	洲石
1	福島市杉妻町1-1	田	3,000	R6.4.1	R16.12.31	15,000	
2	福島市杉妻町2-1	田	2,000	R6.4.1	R16.12.31	10,000	
3							
計			5,000			25,000	

※不足する場合は、行を追加すること。

3 添付資料

- ・新規就農者育成総合対策事業研修計画の写し
- ・ 青年等就農計画または農業経営改善計画の写し (該当ある場合のみ添付)

農地かけはし事業採択通知書

番 号 年 月 日

事業申請者 様

(福島県農地中間管理機構) 公益財団法人福島県農業振興公社理事長

令和 年 月 日付けで申請のありました農地かけはし事業申請書について、内容を審査した結果、適当と認めますので、新たな農業担い手育成支援事業実施要領別記2第4の2の規定に基づき、下記のとおり採択します。

記

1 採択内容

- ・単年度あたり賃借料 計 円

2 対象とする農用地等の各筆明細

通し 農用地等の所在地		地目	面積	権	備考		
番号	展用地等の所住地 	地口	(m^2)	始期	終期	賃借料(円)	1佣 行
1	福島市杉妻町1-1	田	3,000	R6.4.1	R16.12.31	15,000	
2	福島市杉妻町2-1	田	2,000	R6.4.1	R16.12.31	10,000	
3							
計			5,000			25,000	

※不足する場合は、行を追加すること。

※上記内容について、関係する市町村及び福島県農林事務所へ情報提供しますので ご承知ください。

3 留意事項

上記1の対象年度の期間中のみならず、農用地等の貸借契約期間中は、契約した全ての農用地等の効率利用が必要ですので、ご留意ください。

番 号 年 月 日

○○市町村長 福島県○○農林事務所長

> (福島県農地中間管理機構) 公益財団法人福島県農業振興公社理事長 (公印省略)

農地かけはし事業の採択について(通知)

当公社の業務の推進につきましては、日ごろより御協力いただき感謝申し上げます。 このことにつきまして、新たな農業担い手育成支援事業実施要領別記2第4の2の規 定に基づき、別紙写しのとおり対象者へ通知しましたので御承知願うとともに、継続的 な営農に向けて引き続き御指導くださいますよう、よろしくお願いいたします。

農地かけはし事業変更申請書

年 月 日

公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

(申請者)

住所

氏名

電話番号

円

Mail アドレス

新たな農業担い手育成支援事業実施要領別記2第5の規定に基づき、下記により変更申 請します。

記

1 申請内容

変更後の単年度あたり賃借料 計

2 変更となる農用地等の各筆明細

通し	■農用地等の所在地	地目	面積 (㎡)	権	備考		
番号				始期	終期	賃借料(円)	加力
1	福島市杉妻町1-1	田	3,000	R6.4.1	R16.12.31	21,000	賃借料 変更
2	福島市杉妻町2-1	田	2,000	R6.4.1	R16.12.31	_	物納に 変更
3							

※変更の内容(解約、賃借料変更、物納に変更)を備考欄に明記すること。

※不足する場合は、行を追加すること。

3 変更後の対象農用地等の各筆明細

通し	┃ 農用地等の所在地	地目	面積 (㎡)	権	備考		
番号				始期	終期	賃借料(円)	加力
1	福島市杉妻町1-1	田	3,000	R6.4.1	R16.12.31	21,000	
2							
3							
計			3,000			21,000	

※不足する場合は、行を追加すること。

- 4 添付資料 (事業申請時から変更がある場合のみ添付)
 - ・新規就農者育成総合対策事業研修計画の写し
 - ・青年等就農計画または農業経営改善計画の写し(該当ある場合のみ添付)

農地かけはし事業変更承認通知書

番 号 年 月 日

事業申請者 様

(福島県農地中間管理機構) 公益財団法人福島県農業振興公社理事長

令和 年 月 日付けで変更申請のありました農地かけはし事業変更申請書について、内容を審査した結果、適当と認めますので、新たな農業担い手育成支援事業実施要領別記2第5の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 1 承認内容
 - ・単年度あたり賃借料 計 円
 - 対象年度 令和○年度~令和○年度精算分
- 2 変更後の対象農用地等の各筆明細

通し	Ⅰ 農用地等の所在地 Ⅰ	地目	面積 (㎡)	権	備考		
番号				始 期	終期	賃借料(円)	加力
1	福島市杉妻町1-1	田	3,000	R6.4.1	R16.12.31	21,000	
2							
3							
計			3,000			21,000	

- ※不足する場合は、行を追加すること。
- ※上記内容について、関係する市町村及び福島県農林事務所へ情報提供しますので ご承知ください。

様式B-3-3

番号年月

○○市町村長 福島県○○農林事務所長

> (福島県農地中間管理機構) 公益財団法人福島県農業振興公社理事長 (公印省略)

農地かけはし事業の変更承認について (通知)

当公社の業務の推進につきましては、日ごろより御協力いただき感謝申し上げます。 このことにつきまして、新たな農業担い手育成支援事業実施要領別記2第5の規定に 基づき、別紙写しのとおり対象者へ通知しましたので御承知願うとともに、継続的な営 農に向けて引き続き御指導くださいますよう、よろしくお願いいたします。

農地かけはし事業中止申出書

年 月 日

公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

(申請者)

住所

氏名

電話番号

Mail アドレス

令和 年 月 日付け(番号)で採択を受けた農地かけはし事業について、新たな農業担い手育成支援事業別記2第6の規定に基づき、下記理由により中止を申し出ます。

記

1 中止理由

別記3

集落営農法人化支援事業

第1 法人化支援金の申請

代表者は、様式C-2-1により公社へ申請するものとする。

(添付書類)

- ① 定款(案)の写し
- ② 事業計画書(案)及び収支予算書(案)の写し
- ③ 総会等の議事録の写し

第2 事業採択

公社は、C-2を実施することが適当と認められる場合は、様式C-2-2により代表者へ通知するものとする。

第3 法人化支援金の請求

事業採択通知を受けた代表者は、様式C-2-3により公社へ法人化支援金を請求するものとする。

第4 法人設立報告

代表者は、様式C-2-4により法人設立後2か月以内に、法人の設立を公社へ報告するものとする。

(添付書類)

- ① 定款の写し
- ② 現在事項全部証明書の写し
- ③ 理事・監事・社員名簿等の写し

第5 変更届

代表者は、第1の申請内容に変更があった場合は、様式C-2-5により公社へ報告するものとする。